

ひたちなか市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

本方針は、ひたちなか市における個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報（以下これらを「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するために策定します。

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

ひたちなか市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定められた事務及び「ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成27年条例第25号。以下「独自利用条例」という。）に定める事務において特定個人情報等を取り扱います。

番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定するなど、より厳格な保護措置を定めていることから、ひたちなか市における管理体制及び管理規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱います。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱うすべての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱います。

（法令遵守）

（1）特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等（※）を遵守します。

（※）法令等には次のものを含みます。

- ・番号法
- ・ひたちなか市個人情報保護条例（平成17年条例第2号）
- ・独自利用条例
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
- ・ひたちなか市情報セキュリティポリシー

（適正な管理）

- （2）特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずるとともに、措置内容を継続的に見直し、その改善に努めます。
- （3）特定個人情報等を取り扱う事務を委託する場合には、委託先（再委託を許諾する場合には、再委託先を含む。）において、本市が講ずる安全管理措置と同等の措置が実施されるよう、必要かつ適切な監督を行います。

(適正な収集・保管・利用・廃棄)

- (4) 特定個人情報等は、番号法及び独自利用条例に定められた事務のうち、利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供をするとともに、不要となった特定個人情報等は、速やかに廃棄します。